

保護者様へ

令和5年度東近江市就学援助制度のご案内

就学援助制度とは、東近江市立小中学校又は県立中学校に就学している児童生徒がいるご家庭に対し、就学に必要な費用の一部を援助する制度です。



1 対象世帯

- ①生活保護（教育扶助）を受けている世帯（修学旅行費のみ）
- ②児童扶養手当を受給している世帯（児童手当とは異なります。）
- ③就学費用の支援が必要と認められる世帯

→世帯全員の所得合計額が教育委員会の定める基準額（生活保護基準の1.2倍）以下である世帯

認定となる総所得金額のめやす

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯
世帯構成	保護者1人（30代） 小学生1人	保護者1人（30代） 中学生1人 小学生1人	父、母（ともに30代） 中学生1人 小学生1人
総所得金額	約165万円	約220万円	約240万円

※世帯構成や年齢により基準額は異なります。

※同じ世帯の方、一緒に生活をしている方の所得は全て合算します。

※所得審査によって認定されない場合があります。

2 申請方法

申請書と必要書類を、在籍する小中学校に提出してください。

- ・申請書は、各学校と教育委員会学校教育課にあります。
- ・生活保護を受けている世帯は、申請不要です。

3 給付方法

就学援助費（医療費を除く）は、保護者の預金口座へ振り込みます。

ただし、学校徴収金（学級費、学年費、給食費など）の未納がある場合は、未納分を先に学校で徴収し、残りの金額を、学校を通して現金でお渡しします。

4 給付時期（予定）

学期	対象月	給付月
1学期	4、5月分	7月
	6、7月分	9月
2学期	8月～12月分	1月
3学期	1月～3月分	3月

裏面もご覧ください

5 給付内容

種類	給付限度額（年額）※注1		給付の対象となる経費の内容
	小学校	中学校	
学用品費	11,630円	22,730円	学校における各教科、特別活動の学習に必要とされる学用品の経費
新入学児童生徒学用品費等	54,060円	63,000円	小中学校に入学するに当たり必要な物品等の経費 ※当初認定を受けられた新1年生のみに支給
通学用品費	2,270円	2,270円	通学のために必要とする物品の経費 ※1年生には支給されません
体育実技用具費		(上限額) 7,650円	体育の授業（柔道）に必要な用具の購入費用
修学旅行費	(上限額) 22,690円	(上限額) 60,910円	修学旅行に必要な交通費、宿泊費、見学料などの経費 ※注2
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	(上限額) 3,690円	(上限額) 6,210円	キャンプなど、宿泊を伴う校外活動に必要な交通費と見学料
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	(上限額) 1,600円	(上限額) 2,310円	遠足など、宿泊を伴わない校外活動に必要な交通費と見学料
通学費	通学に必要な交通費全額		通常の経路及び方法により通学する場合の交通費 ※基準となる通学距離以上の場合のみ支給
医療費	対象となる治療費全額 (医療券を給付)		歯の治療など、学校保健安全法施行令第8条に定められた病気に係る治療費 ※病院の窓口で提示すると自己負担が無料になる医療券を発行しますので、必ず治療前に申し出てください。
学校給食費	支払った費用全額		給食費としてお支払いいただいた経費 ※県立中学校に在籍の場合は対象外

※注1 給付限度額（年額）は変更する場合があります。年度途中で認定を受けた場合は、給付額が月割相当分となります。ただし、修学旅行費、校外活動費などの一部の費目については、認定月以降の費用が対象となります。

※注2 修学旅行費は、実際に修学旅行に参加された諸経費に対して援助しますので、修学旅行のための積立金は対象外です。なお、生活保護を受けている世帯には、対象経費の実費分を援助します。

【問合せ先】

在籍されている小中学校 又は
東近江市教育委員会事務局学校教育課
電話 0748-24-5671 I P 050-5801-5671